

## 公益財団法人 報農会功績者表彰規程

第 1 条 この規程は、公益財団法人報農会定款第 4 条の(3)に定める「植物防疫の発展に寄与した功績者の表彰」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 前条の功績者表彰の対象は、都道府県、農薬業界等において永年植物防疫事業に携わり、病虫害防除体制の確立、地域の植物防疫行政・技術の開発（研究）・普及・指導、業界の発展等に功績のあったものとする。

但し、下記に該当するものは除外する。

- (1)学会賞受賞者(日本植物病理学会、日本応用動物昆虫学会、日本雑草学会、日本農薬学会、植物化学調節学会、他)
- (2)大臣表彰受賞者(農林水産大臣、文部科学大臣、他)
- (3)農業技術功労者表彰受賞者
- (4)叙勲褒章受賞者(叙勲、紫綬褒章、藍綬褒章)
- (5)全国農業関係試験研究場所長会研究功労者表彰受賞者
- (6)その他前記(1)から(5)に準ずる者

第 3 条 定款第 3 4 条の規定に基づき設置された功績者表彰候補推薦委員会は、前条に定める表彰の資格を有する者の中から毎年若干名の候補者を選考し、その結果を理事会に報告する。

2 理事会は、前項の報告に基づき受賞者を決定する。

第 4 条 賞は、正賞及び副賞とし、功績者表彰式においてこれを贈る。

2 正賞は賞状及び記念品とし、副賞は 10 万円とする。

第 5 条 この規程の実施について必要な事項があれば別に定めることができる。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

この改訂された規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。